

【重要なお知らせ】令和3年度札幌市文化芸術振興助成金の特例について

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動を支援し、早急に活動を再開させるために会場費等の一部を助成する「札幌市文化芸術活動再開支援事業」を令和2年度に実施いたしました。この度、同事業を令和3年度も引き続き実施することといたしました。

札幌市文化芸術振興助成金は、他の本市助成制度との併給は不可としておりますが、再開支援事業の主旨を踏まえ、再開支援事業に限り、本助成金と併せて受給いただける特例を設けます。

また、本助成金申請時の会場が再開支援事業の対象施設ではない場合、活動の同一性が損なわれない限り、再開支援事業の対象施設である会場に変更することを認めますので、変更する場合は変更届をご提出ください。

■ 「札幌市文化芸術活動再開支援事業」について

公式webサイト <http://bunka-saikai-sapporo.jp/>

- ※ 再開支援事業は、特定の要件を満たし、事前に認定された会場を使用する場合に利用できます。今回お使いになる会場が対象施設であるかどうか上記webサイトをご覧ください。
- ※ 再開支援事業は年度当初の活動の場合、遡っての申請が可能な場合があります。会場又は文化芸術活動再開支援事務局（011-676-6775）にお問い合わせください。
- ※ 再開支援事業は、令和3年度から対象となる費目が拡大し、施設基本料のほか、付帯設備、機器、及び備品使用料も対象になっております。

■ 併給・計算の手順

※本項目は新人育成活動部門のみが対象となります。

- ① 再開支援事業は、対象となっている会場に対して申請頂きます。まずは会場にご相談のうえ、申請して下さい。
- ② 再開支援事業の交付の決定を受けます。
- ③ 活動を実施します。
- ④ 活動終了後、決算書を作成いただきます。

本助成の会場費や物件費のうち、再開支援事業で施設基本料、付帯設備、機器、及び備品使用料として交付決定を受けた分は、再開支援事業で受給することとなり、本助成金の対象経費から除きますので、提出いただく決算書では、再開支援事業の交付決定を受けた費用を対象外経費に記載し、収入の「ほかの助成金・補助金等」の欄に再開支援事業で受給する額を記載して下さい。

- ⑤ 「令和3年度札幌市文化芸術振興助成金交付までの各種手続きについて」5ページに計算式を記載しているとおり、原則として助成対象経費の決算額が助成対

象経費の予算額を下回った場合は、その割合に応じた減額を行います。

しかし、再開支援事業を併せて受給する場合に④により対象経費から除外した相当額については、本減額算定の対象とはせず、当該計算式の「助成対象経費の決算額」は、対象経費の額に、④により対象経費から除外した額を加えた額を当てはめて、減ずる助成額を計算いたします。

この計算に必要ですので、④により対象外とした経費についても、対象経費と同様、領収書等のご提出が必要となります。